

## 南相馬市条例第 号

## 南相馬市市民一体化復興促進基金条例の一部を改正する条例（案）

南相馬市市民一体化復興促進基金条例（平成30年南相馬市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。

改正後	改正前
附 則 （この条例の失効） 2 この条例は、 <u>令和6年3月31日</u> 限り、 その効力を失う。この場合において、基金 に残額があるときは、当該基金の残額を予 算に計上する。	附 則 （この条例の失効） 2 この条例は、 <u>令和5年3月31日</u> 限り、 その効力を失う。この場合において、基金 に残額があるときは、当該基金の残額を予 算に計上する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。